

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その４）の制定及び
基準改正について（通知）

昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 373 号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて
改正
昭和 62 年 9 月 12 日薬発第 782 号

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準については、昭和 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号、昭和 52 年 12 月 8 日薬発第 1416 号及び昭和 56 年 3 月 31 日薬発第 330 号をもって通知したところであるが、今般別添 1 のとおり毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その 4）を定めたので、下記 1 の事項に留意のうえ、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

なお、本基準の制定に伴い、下記 2 の品目について、従来の基準を別添 2 のとおり改正するとともに、従来の基準中の用語の一部を別添 3 のとおり改めたので併せてお知らせする。

記

- 1 昭和 50 年薬発第 1090 号の「記」の第 1～7 項は本基準についてもすべて適用されるものである。
- 2 改正品目
 - 四アルキル鉛及びこれを含有する製剤
 - 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤
 - 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
 - 鉛化合物
 - 無水クロム酸及びこれを含有する製剤